

電子計算組織による給与支給事務等処理規則等の一部を改正する規則（規則第三〇号）

- 1 教育庁の組織改正に伴い、電子計算組織による給与支給事務等処理規則ほか二規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。